

天童市建築物耐震改修促進計画

令和3年4月

天 童 市

目 次

1	目的	1
2	計画の位置付け	1
	(1) 計画の位置付け	1
	(2) 本計画とSDGs	1
	(3) 計画期間	2
3	住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標	2
	(1) 想定される地震の規模、被害状況	2
	(2) 耐震化の現状	3
	(3) 耐震化率の目標	5
4	住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策	5
	(1) 基本的な取組方針	5
	(2) 耐震化等の促進を図るための支援策	5
	(3) 耐震改修実施への環境整備	6
	(4) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策	6
	(5) 避難路沿道建築物の状況把握	6
	(6) ブロック塀等の安全点検	6
	(7) その他の促進策	7
5	建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	7
	(1) 地震ハザードマップの作成・公表	7
	(2) 相談体制整備、情報提供の充実	7
	(3) 広報、啓発活動の実施	7
	(4) 家具転倒防止策	7
	(5) 自治会等との連携	8
6	法に基づく指導等	8
	(1) 耐震改修促進法による指導等の実施	8
	(2) 建築基準法による勧告、命令等の実施	8
7	その他関連施策の推進	9
	(1) 空き家の耐震化	9
	(2) 住宅性能表示制度の活用	9
	(3) 地震保険の加入推進	9
	別表 1	10
	別表 2	11

1 目的

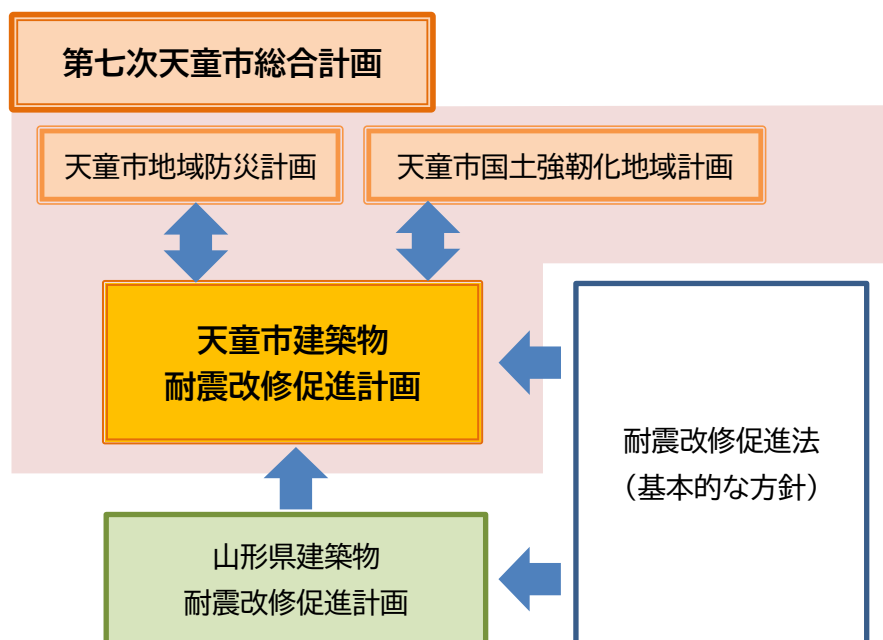
天童市建築物耐震改修促進計画（以下「促進計画」という。）は、市民の人命や財産を保護するため、地震による住宅・建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、それらの耐震性の向上を促し、市、県及び関係団体が連携して耐震診断・改修等の防災・減災対策を計画的に推進することを目的とする。

2 計画の位置付け

(1) 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第6条第1項に基づき策定し、国の基本方針及び山形県建築物耐震改修促進計画との整合を図るとともに、第七次天童市総合計画を上位計画として、天童市地域防災計画（令和2年11月16日一部改正）及び天童市国土強靱化地域計画（令和3年4月策定）と連携・補完を図りながら、住宅・建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す。



（表－1） 促進計画の位置付け



(2) 本計画とSDGs

SDGsとは、2015年9月に国際持続可能な開発サミットで採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）であり、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標と169のターゲットを掲げている。

本計画では、SDGsの達成のため、次のとおり取組みを進める。

目標	取組み
 11 住み続けられる まちづくりを	地震等の自然災害による死者や被災者数及び経済的損失を大幅に減らす。
 13 気候変動に 具体的な対策を	地震等の自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応能力を強化する。

(3) 計画期間

計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間とする。なお、耐震化の実施状況や社会情勢の変化によって、計画内容を点検・検証し、必要に応じて適宜計画の内容を見直すものとする。

3 住宅・建築物の耐震化等の実施に関する目標

(1) 想定される地震の規模、被害状況

県内には、主要な4断層帯があり、平成14年から政府の地震調査委員会による長期評価が公表されている。特に山形盆地断層帯、長井盆地西縁断層帯、庄内平野東縁断層帯の長期評価においては、想定される地震のマグニチュードがそれぞれ7.8、7.7、7.5程度と示され、阪神・淡路大震災を上回ると見込まれている。

また、今後30年以内に地震が発生する確率は、山形盆地断層帯（北部）が0.003～8%、新庄盆地断層帯（東部）が5%以下、庄内平野東縁断層帯（南部）がほぼ0～6%と、全国の主な活断層の中では発生確率が高いグループに属する。

(表-2) 想定地震の長期評価

区分	震源	地震の規模	位置	長さ	30年以内発生確率	
内陸	山形盆地断層帯	全体	M7.8程度	大石田町～上山市	約60km	
		北部	M7.3程度	大石田町～寒河江市	約29km	0.003～8%
		南部	M7.3程度	寒河江市～上山市	約31km	1%
	長井盆地西縁断層帯		M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下
	庄内平野東縁断層帯	全体	M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	
		北部	M7.1程度	遊佐町～庄内町	約24km	ほぼ0%
		南部	M6.9程度	庄内町～旧藤島町	約17km	ほぼ0～6%
新庄盆地断層帯	東部	M7.1程度	新庄市～舟形町	約22km	5%以下	
	西部	M6.9程度	鮭川村～大蔵村	約17km	0.6%	
海溝型	日本海東縁部（山形県沖）	M7.7前後	山形県沖	北側50km 南側70km	ほぼ0%	

出典：地震調査研究推進本部による長期評価、発生確率の算定基準日：令和3年1月1日

県が調査した、想定される地震における被害想定よれば、被害想定が最大で広範囲にわたる山形盆地断層帯を震源とする地震では、県内全域で建物の全壊・半壊が約 89,000 棟、死者約 2,100 名、負傷者約 22,000 人、建物被害による避難者が約 95,000 人と見込まれ、本市内においても全域で被害が予想されている。

(表-3) 県内断層帯の被害想定調査結果(発生ケースは冬季の早朝を想定)

断層名	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯	庄内平野西縁断層帯	新庄盆地断層帯
公表年月日	平成 14 年 12 月	平成 18 年 6 月	平成 18 年 6 月	平成 10 年 3 月
想定マグニチュード	M7.8	M7.7	M7.5	M7.0
建物全壊	34,792 棟	22,475 棟	10,781 棟	1,295 棟
建物半壊	54,397 棟	50,926 棟	23,618 棟	5,342 棟
死者	2,114 人	1,706 人	915 人	110 人
負傷者	21,887 人	16,405 人	9,694 人	2,585 人
避難者	94,688 人	78,849 人	41,044 人	7,776 人

出典：山形県地域防災計画(震災対策編)

(2) 耐震化の現状

ア 住宅(共同住宅含む。)

①耐震性の不足する住宅の現状

平成 30 年住宅・土地統計調査(平成 30 年 10 月 1 日現在、総務省統計局平成 30 年 8 月公表)によると、市内の住宅総数は 22,230 戸で、そのうち現行の耐震基準が適用された昭和 56 年 6 月 1 日以前(以下「昭和 55 年以前」という。)に建築された耐震性の不足する住宅が 5,680 戸と全体の 25.5%を占めている。

また、耐震性を満たすと考えられる住宅数は、昭和 56 年 6 月 1 日以降(以下「昭和 56 年以降」という。)に建築された 16,550 戸と、昭和 55 年以前に建築された 5,680 戸のうち、耐震診断により耐震性があると見込まれる 2,570 戸を合わせて 19,120 戸と推計されることから、耐震化率は約 86.0%と見込まれる。

(表-5) 住宅の耐震化の推移

		平成 15 年	平成 30 年
住宅総数	A	19,500	22,230
昭和 56 年以降に建築	B	12,740	16,550
昭和 55 年以前に建築		6,760	5,680
	うち耐震性あり	940	2,570
	うち耐震性不足	5,820	3,110
耐震化率	(B+C) / A	70.1%	86.0%

「平成 15 年、平成 30 年住宅土地統計調査」(総務省統計)を加工して作成

②建て方別耐震化の状況

住宅の耐震化の状況は、戸建住宅と共同住宅で進捗状況に差が生じており、共同住宅（アパート、マンション等）の耐震化率が94.4%とほぼ終了しつつあるのに対し、戸建住宅は83.0%にとどまっている。

（表－6） 平成30年住宅・土地統計調査結果

区分	総戸数 A	昭和56年以降 の住宅 B	昭和55年以前 の住宅		耐震化率 (B+C) /A
				うち耐震性あり C	
住宅全体	22,230	16,550	5,680	2,570	86.0%
戸建住宅	16,360	11,220	5,140	2,360	83.0%
共同住宅	5,870	5,330	540	210	94.4%

- 注） ・「平成30年住宅・土地統計調査結果」（総務省統計）を加工して作成
 ・建築年代不詳戸数は、昭和55年以前と昭和56年以降との割合で按分
 ・耐震性割合と耐震改修済割合は、県の推計値を引用
 ・共同住宅は、戸建て以外の共同住宅、長屋建て、その他

③住宅の改修等に対する経済的負担

耐震性の不足している昭和55年以前に建てられ、築40年以上の住宅に住む世帯のうち、6割以上で65歳以上の者が家計を支えている。また、55歳以上の割合は8割を超えている。

このことから、耐震性向上が必要な住宅ほど、そこに居住する世帯の経済的負担が重くなると想定される。

（参考1） 県内の耐震改修に要した費用の平均：約260万円
 （H29～R1 耐震改修補助実績値）

（参考2） 耐震改修の予定がない世帯における耐震改修をしない理由
 ・費用負担が大きいため（74.4%）
 ・古い家にお金をかけたくないから（44.0%）

出典：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室「住宅の耐震化に関するアンケート調査」
 （令和元年10月～11月実施、全国調査）

イ 市有公共施設（令和3年3月31日現在）

昭和55年以前に建築された市有施設で現存するものは44棟で、その耐震診断率は93.2%、耐震化率は99.3%であり、耐震改修及び施設の建替えにより耐震化が進み、耐震化未実施の施設は1棟のみとなっている（別表2を参照）。

(3) 耐震化率の目標

住宅・建築物の耐震化は、山形盆地断層帯の被害想定を勘案すると地震被害の減災対策として極めて重要であるため、国及び山形県の耐震化の目標を鑑みて、耐震化率を95%とすることを目標とする。

住宅の耐震化率の目標を次のとおり定める。

平成30年度（実績）	令和12年度（目標）
86.0%	95.0%

4 住宅・建築物の耐震化等の促進を図るための施策

(1) 基本的な取組方針

住宅・建築物の耐震化及び減災対策（以下「耐震化等」という。）を促進するためには、所有者等が自ら耐震化等に努めることが基本となる。市は、県及び建築関係団体と連携し、所有者等が耐震診断・改修等を計画的に行うことができるよう、以下に示す環境の整備や必要な支援施策を講じるよう努めるものとする。

- ア 国庫補助事業の「住宅・建築物安全ストック形成事業」の活用を図る。
- イ 住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを策定し、住宅所有者に対しての改修促進、改修事業者の技術向上を図る取組み等、住宅の耐震化の総合的な推進を図る。
- ウ 県と連携した耐震相談窓口を設置し、相談体制の強化に努める。
- エ 市民に耐震化等に関する啓発及び事業者等の情報提供を実施する。
- オ 「天童市住宅リフォーム総合支援事業」等の活用・周知により、寝室や居間の部分補強、耐震ベッドの設置等による減災対策を進める。
- カ 危険なブロック塀等の解消を図るため、所有者等に除却等について指導を実施するとともに、支援制度の周知に努める。
- キ 地震時の家具転倒防止対策や窓ガラス等の落下防止対策の促進を図る。

(2) 耐震化等の促進を図るための支援策

住宅・建築物の耐震化等の促進を図るため、以下に示す支援策を実施するとともに、耐震改修に向けた支援制度や税制度について、所有者等への周知に努める。

- ア 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として、県の支援制度を積極的に活用し、耐震建替えの促進を図る。
- イ 耐震診断及び改修に向けた啓発事業
 - ①県が作成した啓発用パンフレット・ポスターを配布し、啓発に努める。

②県と連携した耐震診断士養成講習会、耐震改修講習会等を開催する。

ウ 住宅・建築物安全ストック形成事業を活用した支援事業

①天童市木造住宅耐震診断士派遣事業

②天童市木造住宅耐震改修補助金事業

③天童市危険ブロック塀等撤去支援事業

(3) 耐震改修実施への環境整備

ア 市民が安心して耐震化等の工事を行えるよう、県の連絡会議において、建築関係団体との情報交換を随時実施する。

イ 市及び県の耐震相談窓口を活用し、耐震化等に関する相談や専門家の情報提供等を行う。

(4) 地震時の住宅・建築物の総合的な安全対策

建築物の耐震化等と合わせて以下の取組みを推進する。

ア 家具等の転倒防止

地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット・DVD を活用して市民に対策事例を紹介し、自らできる取組みを勧める。

イ ブロック塀等の転倒防止

危険なブロック塀等の解消を図るため、所有者に除却等について指導する。

(5) 避難路沿道建築物の状況把握

地震時において、住宅・建築物の倒壊が緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、下記の道路に関して、沿道の状況を把握する。

ア 緊急輸送道路

①山形県地域防災計画(震災対策編)に記載された緊急輸送路(1次、2次)

②市の防災上の重要な拠点施設となる庁舎、消防施設、病院、収容避難所を結ぶ緊急輸送道路で、災害発生時において、避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な道路

イ 避難所に通じる避難道路

天童市地域防災計画において指定する地域の避難所に通じる避難道路

(6) ブロック塀等の安全点検

ブロック塀等の安全確保に関する事業(住宅・建築物安全ストック形成事業(防災・安全交付金基幹事業))の対象となる避難路は、以下のとおりとする。

- ア 国道
- イ 一般県道、主要地方道
- ウ 市道
- エ 建築基準法第 42 条に定める道路
- オ 上記のほか、住宅又は事業所等から避難所又は避難地等へ至る道

(7) その他の促進策

地震に伴うがけ崩れ等による住宅の被害を軽減するため、土砂災害等危険住宅について、国の制度を活用し、移転を促進する。

5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等

(1) 地震ハザードマップの作成・公表

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その地域で発生のおそれのある地震や地震による被害等の可能性を市民に伝え、耐震化への意識を啓発することが重要である。

そのため、「地盤の揺れやすさ」が分かる地震ハザードマップ（震度分布図）を作成し公表するとともに、必要に応じて見直しを行う。

(2) 相談体制整備、情報提供の充実

市の耐震相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会などの相談窓口を紹介する。

(3) 広報、啓発活動の実施

- ア 広く市民に対して、耐震化への意識向上を促すためにパンフレットを配布し、住宅・建築物の耐震診断・改修に関する知識や情報を提供する。
- イ 市報や市のホームページ等の媒体を活用し、耐震化の啓発を行う。
- ウ 住宅月間・建築防災週間等の期間において耐震化の広報を行う。

(4) 家具転倒防止策

阪神・淡路大震災の教訓を生かし、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して市民に対策事例等を紹介し、自らできる地震対策への取り組みについて普及啓発を図る。

(5) 自治会等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。

市は、自治会の自主防災会における活動の一環として建築物等の耐震化を地域全体の問題と捉えるよう指導し、スクールゾーンや避難場所、避難路線沿いの危険ブロック塀等撤去の取組みについて協力要請を行う。

また、公民館や集会場において映像や模型を活用して耐震化の必要性を強く訴えるための耐震相談会を実施し、耐震診断及び改修の普及啓発を図る。

6 法に基づく指導等

(1) 耐震改修促進法による指導等の実施（対象建築物は別表1を参照）

所管行政庁^{*}である本市と山形県は、連携して以下の指導等に対応する。

所管行政庁は、により、耐震診断及び耐震改修の的確な実施を確保するため必要があると認めるときは、所有者等に対して指導及び助言を行う（耐震改修促進法第15条第1項及び第16条）。

そのうち、政令で定める特定既存耐震不適格建築物について、必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、所有者等に対し必要な指示を行う（同法第15条第2項）。

さらに、指示を受けた特定既存耐震不適格建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときはその旨を公表する（同法第15条第3項）。

(2) 建築基準法による勧告、命令等の実施

本市は、限定特定行政庁^{*}であるため、特定行政庁^{*}である山形県と連携して、以下のように対応する。

建築物の敷地、構造又は建築設備について、損傷、腐食その他の劣化が生じ、そのまま放置すれば保安上危険となり、又は衛生上有害となるおそれがあると認める場合、当該建築物又はその敷地の所有者等に対して、修繕、防腐措置その他当該建築物又はその敷地の維持保全に関し必要な指導及び助言を行う（建築基準法第9条の4）。

上記の措置を行ったにもかかわらず、当該建築物の所有者が耐震改修等を行わない場合、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物の所有者等に対して、特定行政庁は、速やかに当該建築物の除却、改築、修繕等を行うよう命令を行う（同法第10条第3項）。

さらに、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、当該建築物の除却、改築、修

繕等を行うよう勧告（同条第1項）やその勧告に係る措置をとるよう命令（同条第2項）を行う。

※所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう（耐震改修促進法第2条）。本市の場合は、建築基準法第97条の2第1項の規定により、建築主事を置く市町村の区域内の建築物については、市長又は山形県知事。

※特定行政庁：建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については都道府県知事をいう（建築基準法第2条）。本市の場合は、建築基準法第97条の2第1項の規定により、建築主事を置く市町村の区域内の建築物については、市長又は山形県知事。

※限定特定行政庁：木造2階建て住宅程度の小規模な建築物の建築確認事務等（建築基準法施行令第148条に規定される事務）を行う建築基準法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村。

7 その他関連施策の推進

（1）空き家の耐震化

地震時に倒壊の恐れのある老朽化した空き家等についても、周囲に影響を与えることが危惧されるため、所有者に対して除却を促す。

（2）住宅性能表示制度の活用

耐震性の高い住宅のストック形成のため、住宅性能表示制度を活用して耐震建て替えの促進を図るための普及啓発を行う。

（3）地震保険の加入推進

住宅の耐震化等とともに、地震保険加入の促進を図るための普及啓発を行う。

別表 1

「耐震改修促進法」に基づく特定建築物一覧

用途		特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館（一般公共の用に供されるもの）		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボウリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る。)寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センター他これらに類するもの				
幼稚園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの			階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物		政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	5,000㎡以上、かつ、敷地境界線から一定距離以内に存する建築物
避難路沿道建築物		耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）
防災拠点である建築物				耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物で政令で定めるもの

別表2

市有公共施設区分別耐震改修状況（令和3年3月31日現在）

施設区分	全棟数	S57以降	S56以前	S56以前の割合	耐震診断実施済の棟数	耐震改修等不要な棟数	耐震改修等必要な棟数	耐震改修済の棟数	耐震改修未実施の棟数	耐震診断未実施の棟数	耐震化済の棟数	耐震化未実施の棟数	耐震診断実施率	耐震化率	
	A	B	C	C/A	D	E	F	G	H	I C-D	J B+E+G	K H+I	D/C	J/A	
特定建築物	① 庁舎等	1	0	1	100.0%	1	0	1	1	0	0	1	0	100.0%	100.0%
	② 消防本部、消防署	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0			
	③ 医療機関	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0		100.0%
	④ 保育園、児童館	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
	⑤ 小学校、中学校	40	27	13	32.5%	13	1	12	12	0	0	40	0	100.0%	100.0%
	⑥ 公民館等	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
	⑦ 福祉施設	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0		100.0%
	⑧ 文化・社会教育・体育施設	5	4	1	20.0%	1	0	1	1	0	0	5	0	100.0%	100.0%
	⑨ 公営住宅	9	3	6	66.7%	6	5	1	1	0	0	9	0	100.0%	100.0%
	⑩ その他の施設	2	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	2	0		100.0%
	計	59	38	21	35.6%	21	6	15	15	0	0	59	0	100.0%	100.0%
一般建築物	① 庁舎等	3	1	2	66.7%	2	2	0	0	0	0	3	0	100.0%	100.0%
	② 消防本部、消防署	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0		100.0%
	③ 医療機関	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0		
	④ 保育園、児童館	6	3	3	50.0%	3	3	0	0	0	0	6	0	100.0%	100.0%
	⑤ 小学校、中学校	9	4	5	55.6%	5	0	5	5	0	0	9	0	100.0%	100.0%
	⑥ 公民館等	13	9	4	30.8%	3	2	2	2	0	1	13	1	75.0%	100.0%
	⑦ 福祉施設	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0		100.0%
	⑧ 文化・社会教育・体育施設	7	5	2	28.6%	2	0	2	2	0	0	7	0	100.0%	100.0%
	⑨ 公営住宅	8	5	3	37.5%	3	3	0	0	0	0	8	0	100.0%	100.0%
	⑩ その他の施設	30	26	4	13.3%	2	2	2	1	1	2	29	3	50.0%	96.7%
	計	78	55	23	29.5%	20	12	11	10	1	3	77	4	87.0%	98.7%
合計	① 庁舎等	4	1	3	75.0%	3	2	1	1	0	0	4	0	100.0%	100.0%
	② 消防本部、消防署	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0		100.0%
	③ 医療機関	1	1	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	1	0		100.0%
	④ 保育園、児童館	6	3	3	50.0%	3	3	0	0	0	0	6	0	100.0%	100.0%
	⑤ 小学校、中学校	49	31	18	36.7%	18	1	17	17	0	0	49	0	100.0%	100.0%
	⑥ 公民館等	13	9	4	30.8%	3	2	2	2	0	1	13	1	75.0%	100.0%
	⑦ 福祉施設	2	2	0	0.0%	0	0	0	0	0	0	2	0		100.0%
	⑧ 文化・社会教育・体育施設	12	9	3	25.0%	3	0	3	3	0	0	12	0	100.0%	100.0%
	⑨ 公営住宅	17	8	9	52.9%	9	8	1	1	0	0	17	0	100.0%	100.0%
	⑩ その他の施設	32	28	4	12.5%	2	2	2	1	1	2	31	3	50.0%	96.9%
	計	137	93	44	32.1%	41	18	26	25	1	3	136	4	93.2%	99.3%